



消費税（国税）

■納める人

国内取引	資産の譲渡・貸付け及び役務の提供等を事業として行う個人事業者及び法人
輸入取引	外国貨物を保税地域から引き取る個人及び法人

■納める額

$$\text{課税期間の課税売上げの額（税抜き）} \times \text{税率（6.3\%）} - \text{課税期間の課税仕入れの額（税抜き）} \times \text{税率（6.3\%）} = \text{税額}$$

※ 消費税と地方消費税をあわせて8%となります。

なお、消費税収入は社会保障施策の財源として用途が明確化されており、平成31年10月1日以後は、税率が10%（うち国税7.8%）に引き上げられ（ただし、経過措置が適用されるものを除きます。）、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率の対象品目は、外食・酒類を除く飲食料品及び週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）です。

- 消費税率の標準税率及び軽減税率

区分	適用開始日	平成31年10月1日	
		標準税率	軽減税率
消費税率		7.8%	6.24%
地方消費税率		2.2%	1.76%
合計		10.0%	8.0%

※ 地方消費税の税率は、消費税額の78分の22

■納める方法

国内取引	個人事業者は、翌年の3月末日までに申告して納めます。
	法人は、課税期間の末日の翌日から2か月以内に申告して納めます。
輸入取引	原則として、外国貨物を保税地域から引き取る時までに申告して納めます。

地方消費税（府税）

■納める人

消費税と同様、国内で行われる資産の譲渡や役務の提供等の国内取引と、外国貨物の引取りのいずれにも課税されますが、国内取引に課されるものを「譲渡割」、外国貨物の引取りに課されるものを「貨物割」といい、次の人が納めます。

区分	納める人
譲渡割	課税資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人
貨物割	課税貨物を保税地域から引き取る個人及び法人

地方消費税は、国内における商品の販売やサービスの提供等にかかる間接税で、税金分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担します。

■納める額

$$\text{消費税額（課税標準額）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

●税 率

適用期間	平成26年4月1日から	平成31年10月1日から
地方消費税率	1.7% (消費税額の63分の17)	2.2% (消費税額の78分の22)
消費税率	6.3%	7.8%
合計	8%	10%

■納める方法

「譲渡割」については住所地又は本店所在地を所轄する税務署に、「貨物割」については所轄の税関に、消費税と合わせて申告し、納めます。この納付された地方消費税については、国から税務署や保税地域の所在する都道府県に払い込まれます。

※地方消費税率の引上げについて

平成26年4月1日から、急速に進展する少子高齢化の中で、国民の誰もが安心して暮らすことができるよう、国とともに社会保障を担う地方の財源を確保するために、消費税率の引上げに伴い地方消費税率が引き上げられました。

引上げ分に係る地方消費税収入については、社会保障4経費（注）その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいいます。）に要する経費に充てることとされています。

（注）制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

たばこ税（府税、国税、市町村税）

■納める人

卸売販売業者等（日本たばこ産業㈱、たばこの輸入業者及び卸売販売業者）が府内の小売販売業者等に製造たばこを売り渡した場合等に納めます。

■納める額

$$\text{売り渡し等をした製造たばこ本数（課税標準）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

●税 率

【製造たばこ（紙巻たばこ三級品を除く）にかかる税率】

区分	税目	税率（1,000本当たり）			
		現行	H30.10.1～	H32.10.1～	H33.10.1～
府税	府たばこ税	860円	930円	1,000円	1,070円
国税	たばこ税	5,302円	5,802円	6,302円	6,802円
	たばこ特別税	820円	820円	820円	820円
市町村税	市町村たばこ税	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円

【紙巻たばこ三級品にかかる税率】

区分	税目	税率（1,000本当たり）			
		現行	H31.10.1～	H32.10.1～	H33.10.1～
府税	府たばこ税	656円	930円	1,000円	1,070円
国税	たばこ税	4,032円	5,802円	6,302円	6,802円
	たばこ特別税	624円	820円	820円	820円
市町村税	市町村たばこ税	4,000円	5,692円	6,122円	6,552円

※ 税制改正により、激変緩和等の観点や予見可能性への配慮から経過措置が講じられ、上表のとおり段階的に税率が引き上げられます。

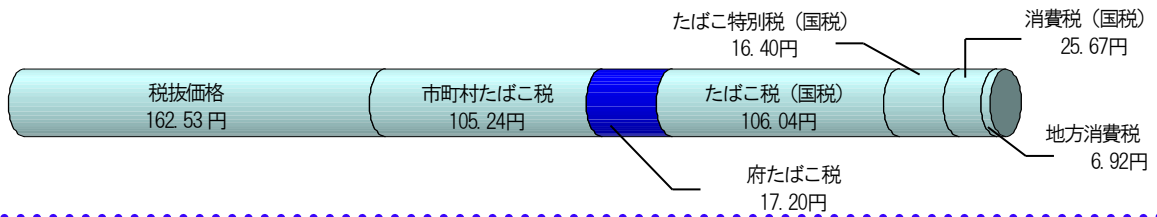
※ 「紙巻たばこ三級品」とは、次の6銘柄の紙巻たばこをいいます。

わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット

■納める方法

卸売販売業者等が毎月末日までに前月分をとりまとめて申告し、納めます。

たばこ1箱に含まれる税金（1箱20本入440円のたばこの場合）



ゴルフ場利用税（府税）

■納める人

ゴルフ場を利用した人が納めます。

ただし、次の人が利用する場合は非課税となります。

- 1 年齢18歳未満の人
- 2 年齢70歳以上の人
- 3 身体障がい者手帳等の交付を受けている人
- 4 国民体育大会に参加する選手が国民体育大会の競技としてゴルフを行う場合
- 5 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）の学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が学校の教育活動としてゴルフを行う場合

※ ただし、非課税の適用を受けるには、当該利用者が1から5のいずれかに該当することを証明する必要があります。

※ 学校教育法第1条に規定する学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短大を含む）及び高等専門学校のことです。

■納める額

●税率

利用料金、ホール数等を基準とした等級により税率が定められています。

等級	税率
1級	1人1日につき、1,200円
2級	1,150円
3級	1,000円
4級	800円
5級	650円
6級	450円
7級	350円

■納める方法

ゴルフ場の経営者（特別徴収義務者）が、利用料金と合わせて徴収し、毎月15日までに前月分をとりまとめてなほ北府税事務所に申告し、納めます。

狩猟税（府税）

■納める人

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」による狩猟者の登録を受ける人が納めます。

※ 狩猟税は目的税でその収入は、鳥獣の保護及び狩猟に関する施策に要する費用に充てられます。

■納める額

免許の種類	種別	税率
第一種銃猟（注1）	① 府民税の所得割額の納付を要する人	16,500円
	② ①の人の控除対象配偶者又は扶養親族	
	③ 府民税の所得割額の納付を要しない人	11,000円
	④ ③の人の控除対象配偶者又は扶養親族	
	⑤ ②の人のうち、農林水産業に従事している人	
網 猟 又 は わ な 猟	⑥ 府民税の所得割額の納付を要する人	8,200円
	⑦ ⑥の人の控除対象配偶者又は扶養親族	
	⑧ 府民税の所得割額の納付を要しない人	5,500円
	⑨ ⑧の人の控除対象配偶者又は扶養親族	
	⑩ ⑦の人のうち、農林水産業に従事している人	
第二種銃猟（注2）		5,500円

(注1) 第一種銃猟…装薬銃

(注2) 第二種銃猟…空気銃

※ 第一種銃猟免許登録を受けた方が空気銃を使用する場合は、非課税となります。

※ 次の方が狩猟者の登録を受ける場合は、平成31年3月31日までの間に限り、狩猟税が軽減されます。

- ・ 対象鳥獣捕獲員、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の方……課税を免除
- ・ 狩猟者登録申請書を提出する日前1年以内に許可捕獲等を行った方……上記税率に2分の1を乗じた税率

■納める方法

狩猟者の登録を受ける時に、登録申請書の提出と同時に納めます。

利子等に係る府民税 府民税利子割 (府税)

■納める人

利子等の支払を受ける人(個人)が府内にある金融機関等の営業所等を通じて納めます。

(注) 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等については、法人は対象外となりました。

■納める額

$$\text{支払を受けるべき利子等の額(課税標準額)} \times \text{税率} = \text{税額}$$

●支払を受けるべき利子等

- ①銀行や信用金庫等の預貯金等の利子
- ②特定公社債(注1)以外の公社債の利子
- ③金融類似商品(定期積金、抵当証券、一時払養老(損害)保険等)の利息、差益等

※ 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等については、府民税利子割の課税対象から除外され、府民税配当割の課税対象となりました。

次の利子等は非課税となります。

障がい者、遺族年金等を受ける寡婦等の非課税制度に係る利子等	} 元本それぞれ350万円以下
・ 少額預金非課税制度 ・ 少額公債非課税制度	
勤労者財産形成貯蓄の非課税制度に係る利子等	} 元本合計550万円以下
・ 財産形成住宅貯蓄 ・ 財産形成年金貯蓄	
非居住者	
その他所得税において非課税とされる利子等	

(注1)「特定公社債等」とは、「特定公社債」(国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)等の一定の公社債)、「公募公社債投資信託の受益権」、「証券投資信託以外の公募投資信託の受益権」及び「特定目的信託(その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限る。)の社債的受益権」をいいます。

●税率 5%

※ 別に所得税及び復興特別所得税が15.315%の税率でかかります。

■納める方法

利子等の支払又はその取扱いをする金融機関等(特別徴収義務者)が、利子等の支払の際に、その額から利子等に係る府民税(府民税利子割)を徴収し、その翌月10日までに府へ納めます。

特定配当等に係る府民税 府民税配当割 (府税)

■納める人

特定配当等の支払を受ける人(個人)が、特定配当等の支払を行う上場法人等を通じて納めます。

■納める額

$$\text{支払を受けるべき特定配当等の額(課税標準額)} \times \text{税率} = \text{税額}$$

●支払を受けるべき特定配当等

- ①上場株式等の配当等
- ②投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配
- ③特定投資法人の投資口の配当等

④特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの

⑤特定公社債の利子

⑥特定口座外の割引債の償還金

※ 平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等については、府民税利子割の課税対象から除外され、府民税配当割の課税対象となりました。

また、割引債の償還金（特定口座において支払われるものを除く。）については、その割引債の償還の際、その償還金に係る差益金額に対して府民税配当割が課税されることとなりました。

●税率 5%

※ 別に所得税及び復興特別所得税が15.315%の税率でかかります。

■納める方法

特定配当等の支払をする上場法人等（特別徴収義務者）が、特定配当等の支払の際に、その額から特定配当等に係る府民税（府民税配当割）を徴収し、その翌月10日までに府へ納めます。

ただし、源泉徴収選択口座内配当等については、源泉徴収選択口座が開設されている証券業者等（特別徴収義務者）が特定配当等の支払の際に、その額から特定配当等に係る府民税（府民税配当割）を徴収し、1年分をまとめてその翌年の1月10日までに府へ納めます。

特定株式等譲渡所得金額に係る府民税 府民税株式等譲渡所得割（府税）

■納める人

特定株式等譲渡所得金額の支払を受ける人（個人）が、特定株式等譲渡所得金額の支払を行う証券業者等の本社を通じて納めます。

■納める額

$$\text{支払を受けるべき特定株式等譲渡所得金額（課税標準額）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

●支払を受けるべき特定株式等譲渡所得金額

- ①源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡の対価
- ②源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益

●税率 5%

※ 別に所得税及び復興特別所得税が15.315%の税率でかかります。

■納める方法

特定株式等譲渡所得金額の支払をする証券業者等（特別徴収義務者）が、特定株式等譲渡所得金額の支払の際に、その額から特定株式等譲渡所得金額に係る府民税（府民税株式等譲渡所得割）を徴収し、1年分をまとめてその翌年の1月10日までに府へ納めます。

相続税（国税）

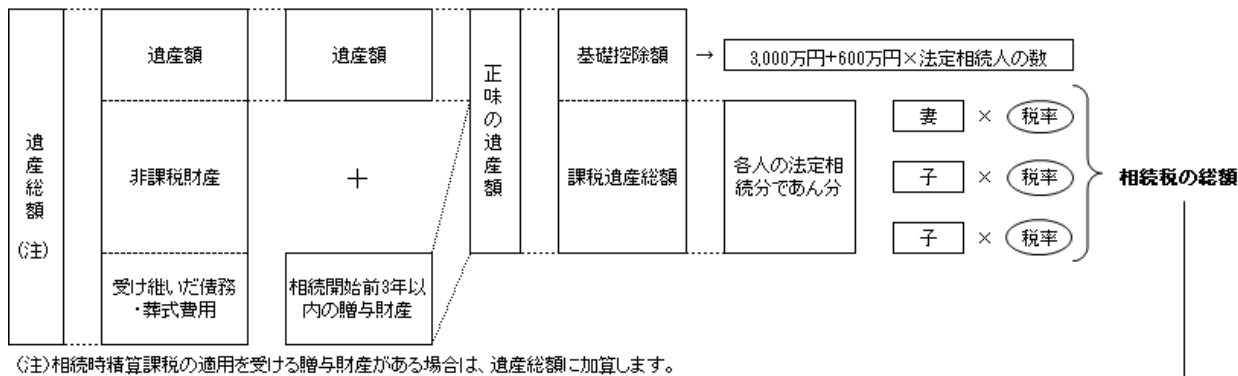
■納める人

相続や遺贈（死因贈与を含みます。）によって財産を取得した人及び贈与により相続時精算課税の適用を受けた人が納めます。

■納める額

課税遺産総額を法定相続分どおりに分けたものとして、各法定相続人ごとに税額を計算してこれを合計し、相続税の総額を計算します。

この相続税の総額を各相続人や受遺者が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分し、各人の税額控除を差し引いた残額が、各人の相続税額です。



$$\left\{ \text{相続税の総額} \times \frac{\text{各人の課税価格}}{\text{課税価格の合計額}} \right\} - \text{各人の税額控除} = \text{税額}$$

※ 平成27年1月1日以後の相続又は遺贈から、基礎控除額が改正されました。

■納める方法

相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に税務署に申告して納めます。

贈与税（国税）

■納める人

個人から財産をもらった人が納めます。

■納める額

暦年課税の計算

$$\left[\text{受贈財産の価額} - \text{基礎控除額 (110万円)} \right] \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{税額}$$

基礎控除後の課税価格

【贈与税の速算表】

【一般税率】

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,500万円以下	45%	175万円
3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

【特例税率】

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	40%	190万円
3,000万円以下	45%	265万円
4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

※ 平成27年1月1日以後に行われる父母等の直系尊属から、子や孫（財産をもらった年の1月1日において20歳以上）に対する贈与については、特例税率が適用されます。

■納める方法

贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに申告して納めます。

■その他

贈与税の課税方法には、暦年課税と相続時精算課税の2つがあり、一定の要件を満たす場合には、相続時精算課税を選択することができます。

宿泊税（府税）

大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、大阪府では平成29年1月から法定外目的税として宿泊税を導入しています。※なお、住宅宿泊事業法の届出を行って実施する民泊(注1)については、新たに平成30年10月(予定)より課税対象施設となります。
(注1)住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして住宅宿泊事業を行う施設

■納める人

府内のホテル、旅館、簡易宿所及び特区民泊に宿泊する人が納めます。

■納める額

$$\text{宿泊数} \times \text{税率} = \text{税額}$$

(注2)食事料金等を含まない、いわゆる素泊まりの料金と素泊まり料金にかかるサービス料をいいます。

※宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊には課税されません。

宿泊料金(注2)(1人1泊)	税率
10,000円以上 15,000円未満	100円
15,000円以上 20,000円未満	200円
20,000円以上	300円

■納める方法

ホテル、旅館、簡易宿所及び特区民泊の経営者（特別徴収義務者）が、宿泊者から宿泊料金と合わせて徴収し、毎月末日までに前月分をとりまとめてなにわ北府税事務所に申し、納めます。

税の制度

府税を納めるには

府税は、各府税事務所のほか、以下の場所や方法によって納めることができます。

金融機関

(平成30年4月1日現在)

納付できる店舗等	区分	名称
国内に所在する全店舗	銀行	りそな、三菱UFJ、三井住友、あおぞら、みずほ、新生、七十七、群馬、千葉、北陸、北國、福井、静岡、大垣共立、十六、三重、百五、滋賀、京都、近畿大阪、池田泉州、南都、紀陽、但馬、鳥取、山陰合同、中国、広島、山口、阿波、百十四、伊予、四国、肥後、大分、鹿児島、西日本シティ、東京スター、富山第一、福邦、愛知、名古屋、中京、第三、関西アーバン、大正、みなと、徳島、香川、愛媛、高知、三菱UFJ信託、みずほ信託、三井住友信託
	商工組合中央金庫	商工組合中央金庫
	労働金庫	近畿
府内に所在する店舗等	信用金庫	信金中央金庫、大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工、永和、北おおさか、枚方、尼崎、京都
	信用組合	全国信用協同組合連合会、大同、成協、大阪協栄、大阪貯蓄、のぞみ、大阪府医師、近畿産業、ミレ
	農業協同組合	大阪府信用農業協同組合連合会、北大阪、高槻市、茨木市、大阪北部、大阪泉州、いずみの、堺市、大阪南、大阪中河内、グリーン大阪、北河内、大阪東部、九個荘、大阪市
	ゆうちょ銀行	大阪府内の各郵便局
インターネット専門銀行		ジャパンネット(※)

※ジャパンネット銀行は、Pay-easy（ペイジー）のみ対応しています。

コンビニエンスストア

府税(注)の納付用紙のうち、コンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷があるもの(30万円以下のもの)については以下の国内のコンビニエンスストア等で納めることができます。

(注)自動車税、個人事業税、不動産取得税、法人府民税、法人事業税(地方法人特別税を含む)、軽油引取税、府民税利子割、府民税配当割、府民税株式等譲渡所得割、ゴルフ場利用税、宿泊税

※コンビニエンスストア等で納税される場合は、レジにて必ずレシートをお受取ください。

サークルK、サンクス、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK 設置店
※MMK 設置店とは、MMK(マルチメディアキオスク)端末が設置されているスーパーマーケットやドラッグストア等の店舗のことです。

インターネットからのクレジットカードによる収納(自動車税のみ対応)

「納付番号」と「確認番号」が記載されている自動車税の納付書は、インターネットから以下のマークがついているクレジットカードで納めることができます。



下記のQRコードを読み取る
ことでもアクセスできます。



手続の詳細や問合せ先は、以下のホームページをご覧ください。

大阪府自動車税お支払サイト

検索

納付確認が可能となるのは、お支払手続完了後、おおむね2週間後です。

自動車税額の外に1件(1台)につき324円(税込)の決済手数料が必要です。

領収証書の発行は行いませんので、ご了承ください。

Pay-easy(ペイジー)を利用した収納

「Pay-easy(ペイジー)」マークが表示されている納付書について、金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納めることができます。

詳細については、府税のホームページをご覧ください。

大阪府 ペイジー

検索

●対象税目

法人府民税・法人事業税(地方法人特別税を含む)・個人事業税・不動産取得税・自動車税・軽油引取税・ゴルフ場利用税・府民税利子割・府民税配当割・府民税株式等譲渡所得割・宿泊税

※ 法人府民税、法人事業税(地方法人特別税を含む)、軽油引取税、ゴルフ場利用税、府民税利子割、府民税配当割、府民税株式等譲渡所得割、宿泊税について、納税義務者(特別徴収義務者)が税額を記入して納税する「手書き納付書」は、ペイジー収納に対応していません。ただし、申告期限の2週間前までに申告書の提出があり、納付書の発行依頼があった場合には、ペイジー対応の納付書の送付(交付)が可能となります。

●納付方法

金融機関のATM又はインターネットバンキングの画面案内に従い、納付書に記載された指定の数字を入力してください。

【ATMをご利用の場合】

下記の銀行について、全国の店舗にあるATMで府税のお支払が可能です。

りそな、三菱UFJ、三井住友、みずほ、近畿大阪、群馬、千葉、南都、広島

※上記銀行のATMであっても、ペイジーに対応していない機種があります。

※納付手続の際、ATM等の画面に表示される氏名又は名称のカナ表示が本来の読み仮名と異なる場合には、お手数ですが府税事務所又は大阪自動車税事務所までご連絡ください。

【インターネットバンキングをご利用の場合】

下記の金融機関について、インターネットバンキングで府税のお支払が可能です（あらかじめ各金融機関と契約をしておく必要があります。）。

銀行	りそな、三菱UFJ、三井住友、みずほ、群馬、千葉、北陸、北國、福井、静岡、大垣共立、十六、三重、滋賀、京都、近畿大阪、池田泉州、南都、紀陽、鳥取、山陰合同、中国、広島、山口、阿波、百十四、伊予、四国、肥後、鹿児島、東京スター（※）、福邦、愛知、名古屋（※）、中京、第三、関西アーバン、みなと、徳島、香川、愛媛
信用金庫	大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工、永和、北おおさか、枚方、尼崎、京都
信用組合	大同（※）、のぞみ、近畿産業
農業協同組合	大阪府信用農業協同組合連合会、北大阪、高槻市、茨木市、大阪北部、大阪泉州、いずみの、堺市、大阪南、大阪中河内、グリーン大阪、北河内、大阪東部、九個荘、大阪市
労働金庫	近畿
インターネット専門銀行	ジャパンネット

※ 東京スター銀行、名古屋銀行、大同信用組合について、個人名義でインターネットバンキングの登録を行った場合は、府税のお支払ができません。

口座振替（個人事業税のみ対応）

個人事業税の納付には、便利で安心、そして安全な「口座振替」をぜひご利用ください。詳しくは、府税事務所へお問い合わせください。

取扱税目	個人事業税
取扱金融機関	府税を取り扱う銀行、商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合の府内にある本・支店 ※ゆうちょ銀行（郵便局）では取扱いできません。
取扱預金口座	普通預金、当座預金、納税準備預金
申込手続	「大阪府税預金口座振替依頼書兼大阪府税預金口座振替停止届」に必要事項を記入し、預金通帳使用印鑑を押印の上、申し込んでください。お申込みから概ね3か月後の納付分から口座振替が開始されます。なお、定期課税分の納期限は、8月末日（第1期分）と11月末日（第2期分）です。
振替日	納期限の日にご指定の預金口座から振り替えられます。 〔ご注意〕振替日に預金不足の場合は、振替不能となり、口座振替の取扱いができません。

※ 「大阪府税預金口座振替依頼書兼大阪府税預金口座振替停止届」は、各府税事務所の窓口に加え付けているほか、府税のホームページからもダウンロードできます。

また、8月に送付いたします納税通知書にも同封しています。

※ 口座振替が完了したことの確認は、預金通帳をお願いします。また、税務署への申告の際には、領収証書等の府税を納付したことを証する書類を提示する必要はありません。

なお、口座振替が完了したことを確認する書面が必要な場合には、随時所管の府税事務所へお申し出ください。

「口座振替済確認書」を発行いたします。

※ 金融機関によっては、一定期間振替（課税）がなかった場合は、再度口座振替の申込みが必要な場合があります。

納税についてのよくあるお問合せ

Q:府税の納付書を紛失してしまった…再発行してもらえますか？

A:最寄りの府税事務所にお越しいただければ再発行いたします。その場で納付もできます。また、電話で納付書を請求いただければ、再発行して送付いたします。納期限を過ぎてからお申し出いただいた場合には、延滞金がかかることがありますので、早めの連絡をお願いいたします。

なお、転居等により納付書を紛失された場合には、住所変更の届け出も併せてお願いいたします。
自動車税の住所変更は、インターネットでも取扱いしております。

延滞金

納期限までに府税を完納されない場合は滞納となり、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、税額（これに1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に次の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

○納期限の翌日から1か月を経過する日まで …… 年7.3%(注1・2)

○納期限の翌日から1か月を経過した日以後 …… 年14.6%(注1)

(注1)

平成26年1月1日より、延滞金の割合は「各年の前年12月15日までに租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示した割合に年1%の割合を加算した割合」が年7.3%に満たない場合は、その年の割合（以下「特例基準割合」という。）を計算の基として、納期限の翌日から1か月を経過する日までは「特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（年7.3%を上限）」となり、納期限の翌日から1か月を経過した日以降は「特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合」となります。

(注2)

納期限の翌日から1か月を経過する日までの延滞金の割合は、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、各年の前年11月30日を経過するときの日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%に満たない時は、その割合とします。

延滞金の割合(平成22年以後)	年7.3%の割合	年14.6%の割合
平成22年1月1日から平成25年12月31日	4.3%	14.6%
平成26年1月1日から平成26年12月31日	2.9%	9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日	2.8%	9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日	2.7%	9.0%
平成30年1月1日から平成30年12月31日	2.6%	8.9%

滞納処分

府税が滞納となりますと督促状を発付する等の納税の催告を行いますが、それでもなお完納されない場合は、大切な府税を確保するため、また、納期限までに納税をされた方との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分（差押え等）を行うこととなります。

減免・猶予

府税の減免

次の場合は、申請により府税が減免されることがあります。

個人府民税…………… 個人市町村民税が減免された場合

個人事業税…………… 生活保護法により生活扶助を受けておられる場合や災害等に遭われた場合

不動産取得税…………… 災害でなくした不動産の代わりの不動産を取得した場合や取得した不動産をその直後に災害でなくされた場合等

自動車税・自動車取得税… 身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者の方が日常生活を営む上で不可欠な自動車で一定の要件に該当する場合(1人1台に限ります。)等

納税の猶予

下記に該当する場合は、申請に基づき、府税の納税が1年以内の期間に限り猶予されることがあります。申請は、当該府税を担当する府税事務所・大阪自動車税事務所にて行ってください。

なお、納税の猶予がされた場合は、その期間中の延滞金が一定の割合で免除されます。

○徴収猶予

災害や盗難、病気、負傷、事業の休廃止等により、府税を一時に納めることができないときは、徴収猶予が認められる場合があります。

○換価の猶予

府税を一時に納めることにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある等一定の要件に該当するときは、換価の猶予が認められる場合があります。

なお、申請による換価の猶予は、猶予を受けようとする府税の納期限から6か月以内に申請してください。

※詳しくは、府税のホームページをご覧ください。

[府税 猶予制度](#)

[検索](#)

※東日本大震災にかかる府税の軽減措置については府税のホームページをご覧ください。

[大阪府 府税 東日本大震災 軽減](#)

[検索](#)

※熊本地震にかかる府税の取扱いについては府税のホームページをご覧ください。

[大阪府 府税 熊本地震](#)

[検索](#)

審査請求

府税事務所長、自動車税事務所長等が行った課税や徴収の処分等について不服がある場合は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して原則として3か月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。

この場合、審査請求書は、なるべく当該府税事務所等を経由して提出してください。

なお、審査請求に係る処分等又は裁決について不服がある場合は、原則として審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府知事となります。)裁判所に処分の取消訴訟を提起することができます。

納税証明書の交付

納税証明書は、最寄りの府税事務所で交付を受けることができます。
※税務局及び大阪自動車税事務所では、交付しておりませんのでご注意ください。

窓口で申請する場合に必要なもの（自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）を除く）

●納税証明書交付請求書

各府税事務所の窓口に着用しているほか、府税のホームページからもダウンロードできます。

大阪府 納税証明書交付請求書のダウンロード

検索

●印鑑

納税証明書交付請求書に押印していただきます。（個人の場合…認印 法人の場合…法人の代表者印）

●交付手数料

1件につき400円の手数料が必要です。請求事項、税目、年度(事業年度)ごとに各1件と計算します。

手数料は大阪府証紙を納税証明書交付請求書に貼付してお支払いただきます（平成30年10月1日に大阪府証紙は廃止となりますので、廃止後は交付手数料を現金でお支払いただくこととなります。）。大阪府証紙の販売場所については、各府税事務所の窓口もしくは大阪府ホームページ「大阪府証紙の取扱いについて」でご確認ください。

●本人確認書類

窓口に来た方が、納税者またはその代理人であることの本人確認をさせていただきます。（下記参照）

●委任状

代理人の方が納税証明書の交付を請求される場合には、委任状が必要です。

納税証明書を請求される方へ

個人情報保護の観点から、納税証明書の請求の際には、本人確認書類の提示をお願いします。
本人確認書類の提示がない場合は、納税証明書を交付できない場合があります。

●本人確認のため窓口で提示していただく書類(原本)

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、在留カード、国民年金証書(手帳)、母子健康手帳、身体障がい者手帳、住民基本台帳カード、社員証・学生証、その他公の機関が発行した資格証明書又はそれに準じるもの。

※納税証明書は、納税者の皆様の大切な情報を証明するものです。本人確認書類の提示は、皆様の個人情報を守るための措置ですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)について

○自動車税の納税確認の電子化

大阪府では、車検を受ける運輸支局等との間で電子的に自動車税の納税情報を確認する仕組みを構築し、自動車税の完納が確認できる場合は、原則、車検時に自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)の提示を省略することができます。

※納税証明書の提示が省略できるのは、自動車税の未納(延滞金を含む)がない場合に限りです。

※運輸支局等への納税情報の提供には自動車税の納税後おおむね10日(クレジットカードによって納税した場合はおおむね2週間)程度かかります。したがって、その間に車検を受けられる方は、運輸支局等で電子的に納税確認ができませんので、これまでどおり府が発行する納税証明書の提示が必要です。

※自動車税コールセンター(0570-020156)において、自動車税の完納確認ができますのでご利用ください。

その際、本人確認のため、登録番号及び車台番号(下4桁)が必要です。

※完納確認ができた当日に車検を受ける場合は、納税証明書の提示を求められることがありますので、車検受け前日までに完納確認をお願いします。

※納税情報の確認にあたって大阪府から運輸支局等へ提供する情報は①自動車登録番号②車台番号(下4桁に限る)③自動車税の納税状況(完納又は未納かどうか)です。住所、氏名、税額等の個人情報は提供しません。なお、運輸支局等への納税情報の提供を希望されない場合は、書面による申出により、情報の提供を中止し、電子確認ができないように対応します。詳しくは、自動車税コールセンター(0570-020156)までお問い合わせください。